



目次

- 座間市火災予防条例の一部を改正(2面)
- みんなの健康(3面)
- 確定申告が始まります(4面)
- 忘れないで!2月2日までに償却資産の申告を(5面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 座間の大風の凧文字を募集(8面)



5万人が一丸となる1分間! 座間市いっせい防災行動訓練

シェイクアウトプラス1 2015 in ZAMA

大地震が発生したときに強い揺れが続くのはおよそ1分間です。その1分間に何ができるかがとても重要です。市とざま災害ボランティアネットワークでは、大地震の発生時に自らの判断で「身を守る行動」ができるようになるため、また、自助・共助の必要性を確認するためにシェイクアウト訓練を行います。その時いるその場所で手軽に参加できる訓練なので、いざという時に備えてぜひご参加ください。

担当 安全防災課 ☎046(252)7395 ㊚046(252)7773



ワン ツー スリー
1月23日(金)
午前11時

実施

座間市いっせい防災行動訓練シェイクアウトプラス1 2015 in ZAMA (シェイクアウト訓練)

シェイクアウトは、指定の日時に参加者がそれぞれの場所で一斉に安全行動(右図参照)をとる訓練です。市では「プラス1」として、安全行動後の避難や安否確認など任意の訓練を含めた訓練を参加者に実施してもらいます。

- とき 1月23日(金)午前11時
※代替期間として1月23日(金)~30日(金)の任意の時間に行うこともできます。
- ところ 市内全域(参加者がその時いる場所)
- 訓練想定 首都直下型地震マグニチュード7.3(市内最大震度6強)の発生



訓練の手順

- ①1月23日(金)午前11時(または代替日時)に防災行政無線からのサイレンを確認
 - ②その時いる場所で約1分間、安全行動をとる
 - ③任意の「プラス1」訓練(避難訓練、安否確認、備蓄の確認など)
- ※防災行政無線からのサイレンが聞き取りにくい場合があるので、各自の放送や携帯電話のアラームなどで予備の合図を設定することをお勧めします。また、訓練終了の合図はありません。

NTT災害用伝言ダイヤルの体験利用

市内では、シェイクアウト訓練に合わせ1月23日(金)午前9時~午後6時にNTT東日本の災害用伝言ダイヤルが体験利用できます。このサービスは、「171」をダイヤルし、ご自分の電話番号などを利用して、安否などの情報を音声で登録・確認できるものです。「プラス1」訓練としてご利用ください。



参加登録

昨年は、市内の昼間の人口の約43パーセント(43,176人)が参加登録をしました。今回は約50パーセント(約5万人)の登録を目指していますので、ぜひ登録してください。

○登録方法 1月22日(木)までに市ホームページおよびShakeOut提唱会議ホームページ(<http://www.shakeout.jp/event/zama/contacts.shtml>)から登録、公共施設などで配布する参加予定登録表に必要事項を記入して電話、ファクスまたは直接担当へ(団体登録可)

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

- 新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684 (広報広聴人権課)
- 届かない場合 (株)神奈川新聞総合サービス ㊚0120(111)429 (無料)

座間市火災予防条例の

一部を改正

担当 消防本部予防課

☎046(2556)2213
FAX046(2556)3225

平成25年8月に発生した

京都市福知山花火大会火災を受け、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るための条例改正を行いました。改正内容は、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の作成などを義務付けるものです(施行日:平成27年4月1日(水))。

定します。なお、催しを指定するときは、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には主催者に通知するとともに市民の皆さんに公示することとしました。

指定催し
下記の要件に該当する多数の者の集合する屋外での大規模な催しで、火災が発生した場合に特に重大な被害を与えるおそれがあるものを「指定催し」として指

催しを主催する者の義務
指定催しを主催する者は、防火担当者を選任し、「火災予防上必要な業務に関する計画書」を作成させ、指定催しを開催する14日前ま

1月26日は文化財防火デー

文化財を火災から守ろう!

担当 消防本部予防課

☎046(2556)2187
FAX046(2556)3225

昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建造物である奈良県の法隆寺金堂が炎上し、世界的な至宝で

全国的に展開されています。市内にも、国指定重要文化財として星谷寺(入谷3丁目)の境内に嘉禄三年紀梵鐘が、市指定重要文化財として鈴木家鍛冶文書4通(座間1丁目)などの歴史的に重要な資料が市内各所で保管されています。

貴重な文化財を火災から

貴重な文化財を火災から



でに当該計画を消防長に提出すること、それに従って防火管理業務を行わせることが義務付けられています。

また、指定催しを主催する者が「火災予防上必要な業務に関する計画書」を提出しなかった場合、30万円以下の罰金が科されます。※指定催し以外でも、多数の者が集合する催しの主催者は、対象火気器具等を使用する場合には、消火器の準備と「露店等の開設届書」の提出が必要です。※「火災予防上必要な業務に関する計画書」「露店等の開設届書」などの様式は、市ホームページからダウンロードできます。その他詳細は担当へお問い合わせください。

守り、後世に伝えていくことは私たちの責務です。空気が乾燥して火災が起こりやすいこの季節、文化財の所有者や管理者はもちろん、周辺にお住まいの皆さんも火の取り扱いには十分注意しましょう。

第49回座間市駅伝競走大会

出場チーム募集

担当 スポーツ課

☎046(2556)8177
FAX046(2556)3550

開催日時 3月1日(日)

午前7時20分〜7時50分
受け付け、午前8時開会式(雨天決行)

集合場所 市役所東側庁用車出入口付近(地下2階)

部門 ①第1部 市内中学生男子チーム②第2部 市内中学生女子チーム③第3部 市内在住・在勤壮年チーム(40歳以上で編成)④第4部 市内在住・在勤・在学者チーム

参加費 ①②③ 1500円④⑤ 3千円
申込方法 2月2日(月)午後5時までに所定の申込用紙に必要事項を記入

⑤第5部 市外チーム
※①②は各中学校単位編成チームで複数参加できません。④⑤は高校生以上で編成してください。
距離 ①②③ 3区間合計8970メートル④⑤ 5区間合計2万150メートル
【監督者会議】
とき 2月17日(火)午後7時から
ところ スカイアリーナ座間(市民体育館)ミィティングルーム

の上、〒252-1856 座間市役所スポーツ課宛てに郵送(必着)またはファクスで担当へ提出して参加費を振り込み、または参加費を添えて直接担当へ持参
※申込用紙、参加費の振込方法など詳細は、開催要項(市ホームページからダウンロード可)をご覧ください。

平成26年度第3回木造住宅

無料耐震相談会

担当 建築住宅課

☎046(2556)7396
FAX046(2556)3550

市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に無料耐震相談会を実施します。

とき 2月14日(土)午前9時30分〜午後4時(時間予約制)

ところ 北地区文化センター 2階ホール

相談時間 約45分

相談員 神奈川県建築士事務所協会座間支部会員

持ち物 受付後に市が送付した書類、確認申請などの図面(略図でも可)、

建物状況が分かる写真など

定員 14人(申込順)

申込方法 1月15日(木)29日(木)に電話で担当へ

※市では建物の耐震診断について、電話や訪問などによる個別の勧誘は行っていません。

【無料耐震相談を受けた方への補助】

▽耐震診断を希望する方 耐震診断費の2分の1(上限5万円)

▽改修計画書の作成を希望する方 改修計画書作成費用の2分の1(上限5万円)

▽耐震改修工事を実施する方 耐震工事費用の2分の1(上限50万円)、現場立会費用の2分の1(上限3万円)、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者の場合は20万円加算

※住宅耐震改修をした場合、「所得税額の特別控除」および「固定資産税額の減額措置」の制度があります。※市ホームページから「日本建築防災協会の配信する「誰でもできるわが家の耐震診断」が利用できます。

B型肝炎給付金

自分が対象者だと気づいていますか?

故人や無症状でも請求可

昭和23(63)年までの集団予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染した方、その人から母子感染した方、これらの方の相続人は、政府から最大3600万円の給付金を受けられる可能性があります。対象者は最大で40万人以上いるとされています。が、請求は進んでいません。多くの方が、自分が対象者だと気づいていないことが一因のようです。このままでは、ほとんどの方が給付金を請求できません。平成29年の請求期限が過ぎる可能性があります。

でも減らすため、当事務所では電話やメールでの無料相談を実施しています。予防接種が原因か不明でも可。相談に際して、面倒な資料等の用意は一切不要。予防接種が原因か不明でも問題ありません。まずはお気軽にお電話ください。

電話相談はこちら
0120-918-862

受付 平日 9時〜17時半
時間 30分間
料金 無料
弁護士藤澤玲央
メール相談はこちらから
http://www.e-bengo.jp/kanen

横濱弁護士会所属弁護士法人マイタウン法律事務所 俣川事務所(横浜市旭区俣川1-2-2) 電話 0120-918-862

無料 保険の相談・見直し 2/15日までに受付中

生命保険や火災保険などの保険料は、何年・何十年と長く続きます。だからこそ家族構成や暮らしの変化に合わせて、必要な保障をしっかりと備えておきたいもの。全国に約160店舗を展開する「保険クリニック」では、相談実績豊富なファイナンシャルプランナーがあなたの保険にアドバイス。気になる点があれば、プロの視点で見直しプランを作成してくれます。保険のことなら幅広く何でも相談が可能。相談は無料(何度でもOK)なので、安心して納得いくまで相談できます。相模大野ステーションスクエア7Fにあり、買い物の行き帰りに寄って便利。相談の際、加入中(検討中)の保険がある人は、保険証券などの資料の持参を。

ご予約・お問合せは
保険クリニック 相模大野ステーションスクエア店
☎0120-959-929 保険クリニック 検索
相模原市南区相模大野3-8-1
小田急相模大野ステーションスクエアB館7F
【営業時間】10:00-21:00(無休)
●無料提携駐車場あり ●キッズスペースあり
募集代理店:株式会社アイリックコーポレーション



みんなの健康



市マスコット
キャラクター
「ざまりん」

座間市24時間健康電話相談

☎0120(867)860 (通話料無料)
※つながらない場合は☎03(5524)8500へ、
聴覚障がい者は専用ファクス☎03(3562)8435へ
(通話・通信料発信者負担)。
担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

担当 健康づくり課 ☎046(252)7225 ☎046(255)3550

BCG接種

とき=1月16日(金)・26日(月)午後1時15分
~2時15分受け付け(時間厳守) ところ=市民
健康センター 対象=平成26年7月生まれ(対象
者には個人通知)と対象月に受けられなかった1
歳未満児

~6カ月児(これから離乳食を始
める赤ちゃん)とその保護者 定
員=30人(申込順) 持ち物=母
子健康手帳、ティースプーン 申
込方法=電話予約



ろ=市民健康センター 内容=離乳食のすすめ方、
子どもの発達について 対象=おおむね生後7~
8カ月児(離乳食が2回
食の赤ちゃん)とその
保護者 定員=30人(申
込順) 持ち物=母子健
康手帳、ティースプー
ン、抱っこひもなど
申込方法=電話予約



育児相談

とき=①1月16日②23日いずれも金曜日午前9時
30分~10時30分 ところ=①市民健康センター②
東地区文化センター 内容=身体測定と食事・発
育状態・育児の相談 持ち物=母子健康手帳 参
加方法=直接会場へ

赤ちゃん教室

とき=1月27日(火)午前10時~11時30分(受け
付けは午前9時50分まで) ところ=市民健康セ
ンター 内容=離乳食の作り方・すすめ方、子
どもの発達や予防接種について 対象=おおむね5

もぐもぐ教室

とき=2月3日(火)午前9時15分~9時45分受
け付け(教室は午前11時30分ぐらいまで) ところ=

救急診療

担当 医療課 ☎046(252)7295 ☎046(252)7043

◆休日(日曜日・祝日) 昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科・外科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分
歯科	☎046(252)8217		午前9時~11時45分、午後2時~4時30分
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時~11時30分、午後1時30分~4時30分
婦人科・眼科	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	☎046(251)0119でご確認ください。	午前9時~正午、午後2時~5時(診療時間)
小児科 (外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	午前9時~11時45分、午後2時~4時45分

◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
内科	☎046(252)9090	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分 土曜・日曜日、祝・休日 : 午後6時~9時45分
外科	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	☎046(251)0119でご確認ください。	午後6時~10時(診療時間)
小児科 (外科系を除く)	☎046(255)9933	休日急患センター (市民健康センター1階)	月曜~金曜日 : 午後7時~9時45分 土曜・日曜日、祝・休日 : 午後6時~9時45分

◆深夜

診療科目	診療場所	受付時間
内科・外科	消防テレホンサービス ☎046(251)0119	☎046(251)0119でご確認ください。
小児科 (外科系を除く)	小児救急情報センター ☎046(255)9933	☎046(255)9933でご確認ください。 (重病の場合は午前8時)

※聴覚障がい者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263
※救急診療は、急病で困ったときにご利用ください。
※基本的に救急診療は応急処置を行いますので、後日かかりつけの病院などで必ず診察を受けてください。
※電話をかける場合は電話番号をお確かめの上、お間違えのないようご注意ください。

口腔がん検診の受付開始!

- とき 2月19日(木)午後1時~4時
 - ところ 市民健康センター
 - 定員 36人(多数抽選)
 - 費用 無料
 - 申込方法 1月31日(土)までに往復はがきへ氏名・住所・生年月日・年齢・性別・電話番号を記入の上、〒252-0021緑ヶ丘1-1-3(一社)座間市歯科医師会口腔がん検診係宛てに郵送(必着)
※申し込みは、はがき1枚で一人のみ。
 - 問い合わせ先 (一社)座間市歯科医師会事務局 ☎046(251)0345
※抽選の結果および検診時間などの詳細は郵送でお知らせします。
- 担当 健康づくり課
☎046(252)7225 ☎046(255)3550

出張所での母子健康手帳の交付が終了

4月1日(水)から母子健康手帳の交付は、市役所2階健康づくり課のみとなります。各出張所での交付は3月31日(火)で終了となりますのでご注意ください。

母子健康手帳とは?

母子健康手帳は、出生届や健診などで必要となる他、妊娠中の母体の健康状態、出産、乳幼児期の発育状況、予防接種などの記録ができ、小学校入学時の健康診断にも必要となります。なお、医療機関で妊娠の診断を受けていないと交付ができませんので、ご注意ください。

担当 健康づくり課
☎046(252)7225 ☎046(255)3550

送り付け商法や訪問購入にご注意を! ~市消費生活センター 相談の現場から~

市消費生活センターでは、契約トラブル・借金トラブル・商品の安全性などの相談を受け付け、問題解決のためのサポートや情報提供などを行っています。

同センターでの相談事例から「送り付け商法」と「訪問購入」を紹介します。トラブルに遭わないためには、さまざまなトラブルの情報や対策を知っておくことが大切です。

【事例1】送り付け商法

80歳の母宛てに「あなたが以前注文した健康食品を、明日代金引き換えで送るので、2万9千円用意してお待ちください」と電話があった。母は頼んだ覚えはないと言うが、明日何か届いたらどうしたらよいか。

〈アドバイス〉送り付け商法では、高齢者などの判断能力が衰えた方を狙うこともあります。納得できないお金は支払わないでください。申し込んでいないのなら契約は成立していない可能性があります。断っても「証拠がある」と言って強引に送ってきた場合は、商品の受け取りを拒否し、その時に送り主の名称、連絡先を記録し、市消費生活センターにご相談ください。

【事例2】訪問購入

「不要な衣類など何でも買い取ります」と電話があり、来訪を承諾した。ところが来訪した業者から衣類ではなく貴金属はないかと迫られ、婚約指輪など数点の貴金属を渡して2万円を貰ったが後悔している。貴金属を返してもらいたい。

〈アドバイス〉安易に他人を家に入れしないでください。品物を引き渡した後で思い直しても、購入業者の連絡先が分からなかったり、もう転売したと言われたりして取り戻すことが困難なことがあります。しかし訪問購入は、クーリング・オフができます。諦めずに早急に市消費生活センターにご相談ください。

市消費生活センター(広報広聴人権課内) ☎046(252)8490

●相談時間 月曜~金曜日(年末年始、祝・休日を除く)午前9時30分~正午、午後1時~3時30分
※偶数月の第2水曜日は午後のみ。

担当 広報広聴人権課
☎046(252)8146 ☎046(252)0220

確定申告が始まります

2月16日(月)～3月16日(月)

問い合わせ先 大和税務署
市民税課

☎046(262)9411
☎046(252)8833
☎046(255)3550

1. 確定申告は大和税務署へ (受付と相談)

確定申告の時期が近づいてきました。申告期間は2月16日(月)～3月16日(月)です。

大和税務署では、確定申告書作成会場を次の通り開設します。確定申告書作成に来署される場合は、この期間にお越しください。

○期間 2月4日(水)～3月16日(月)
※土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月22日(日)と3月1日(日)は開設しません。

○時間
受付 午前8時30分から(提出は午後5時まで)
相談 午前9時～午後5時

※会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切る場合があります。お早めにお越しください。

なお、確定申告書などの用紙は、大和税務署に設置している他、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。

2. 無料申告相談(税理士会主催)

確定申告書は、ご自宅などで国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送で提出できる他、データを「e-Tax」(国税電子申告・納税システム)で送信することもできます。なお、e-Taxを利用する場合は、電子証明書の取得、ICカードリーダーの購入など事前準備が必要です。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。※「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書は、市役所1階戸籍住民課で取得できます。

2. 無料申告相談(税理士会主催)

税理士会が主催する無料申告相談を、次の日程で開催します。

○とき 2月3日(火)・4日(水)▽午前の部 午前9時～正午(受け付けは午前11時30分まで)▽午後の部 午後1時～3時30分(受け付けは午後3時まで)

※混雑する場合は、相談受付を午前・午後の部ともに先着順で早めに締め切ることがありますので、ご了承ください。

○ところ 市役所5階5-1会議室

○対象 小規模納税者、年金受給者、給与所得者

○内容

- ・小規模納税者の所得税および復興特別所得税
- ・個人消費税の申告
- ・年金受給者および給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告(土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる場合などを除く)

○持ち物

確定申告書などを作成するために必要な資料、印、申告する方の口座番号の分かるもの、お知らせの手紙、はがき、前年分の確定申告書の控えなど

3. 市役所開催の申告相談予約受付

市役所では確定申告相談を2月16日(月)から3月16日(月)まで行います。来場される皆さんの待ち時間を少しでも減らすため、事前にご希望の時間帯を指定していただき相談を行います。申告相談をご希望される場合は、事前のご予約をお願いします。

できない申告

次に該当する方は税務署でご相談ください。また平成25年分以前の申告についても税務署で申告してください。

事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得、一時所得、雑所得など(公的年金所得を除きます)の申告、寄付金控除の申告、住宅借入金等特別控除の申告、損失の申告、準確定申告、相続税および贈与税の申告、消費税の申告

公的年金等を受給している方へ

また、住民税の申告について控除を追加される場合は、添付資料などを持参し市への申告が必要になります。ご不明な点がございましたら、担当にお問い合わせください。

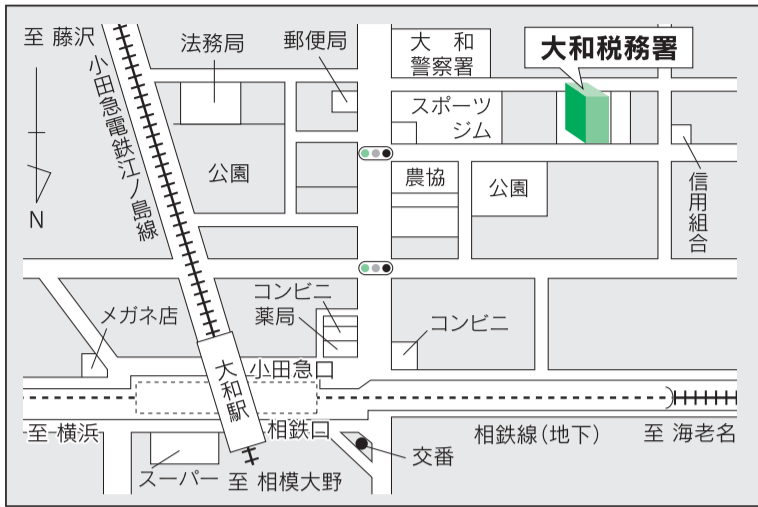
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告を税務署へ提出する必要があります。

確定申告書の提出のみの方は、予約の必要はありません!

申告相談を受けずに確定申告書の提出のみの方は、事前に予約をする必要はありません。ただし、記載内容の確認や質問などもお受けすることはできません。提出のみの方は、税務署に郵送または持参していただくか、直接市役所申告会場にお持ちください。

大和税務署

○住所 〒242-8567 大和市中心5-14-22
○電話 046(262)9411
※駐車場が狭いので、お車での来署はご遠慮ください。



忘れていませんか? 復興特別所得税

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1パーセント)を所得税と併せて申告・納付することになっています。



市役所での確定申告相談には電話での予約が必要です

- 予約受付期間 2月5日(木)～3月16日(月)(土曜・日曜日、祝日は除きます)
 - 予約受付時間 午前9時30分～午後3時30分
 - 予約専用ダイヤル ☎046(252)8830
- (1) 2月5日の受け付け開始までは、予約専用ダイヤルは通じません。また、予約専用ダイヤル以外での予約はできません。
- (2) 予約受付の開始日は受け付けが集中し、混み合いますので、開始日をさけてお掛けください。
- (3) 電話のお掛け間違いにご注意ください。



開催期間	開催時間	
2月16日(月)～3月16日(月) (120人/日)	午前の部	第一部 午前9時～10時15分
		第二部 午前10時15分～11時30分
	午後の部	第三部 午後1時～2時15分
		第四部 午後2時15分～3時30分

(一財)自治総合センターでは、コミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及及広報事業を行っています。このたび、東原コミュニティセンター管理運営委員会の事業(一般コミュニティ助成事業)が採択され、数多くの備品を購入しました。今後、これらの備品を事



整備した東原コミュニティセンターの備品の一部



東原コミュニティセンターの備品を宝くじの助成金で整備

担当 市民協働課
☎046(252)7966
FAX046(255)3550

務作業やイベントなどで有効に活用し、コミュニティ活動の推進に努めていきます。

忘れないで！ 2月2日(月)までに償却資産の申告を

担当 固定資産税課
☎046(252)8047
FAX046(255)3550

工場や商店などを経営している法人や個人、または賃貸住宅・駐車場などを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械、車両、工具、備品などの事業用資産を償却資産といえます。償却資産の所有者は、償却資産の所在する市区町村に、平成27年1月1日現在の資産の状況を、平成27年2月2日(月)までに申告することになっています。申告書が必要な方は担当にご連絡ください。

【償却資産の一例】

○各業種共通のもの 受変電設備、中央監視制御装置、駐車場設備、舗装路面、門、塀、外灯、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫など		
○飲食店 厨房設備、カラオケセット など	○工場 製造設備、金型 など	○賃貸住宅 駐車場のアファルト、フェンス など
○建設業 パワーショベル、ポータブル発電機 など	○理容・美容業 理容・美容いす、洗面設備 など	○医院 ベッド、手術台、X線装置 など
○ガソリンスタンド 地下タンク、洗車機 など	○小売店 商品陳列ケース、冷蔵庫 など	○農業 田植え機、耕運機 など

公的年金等の源泉徴収票を交付

担当 国保年金課
☎046(252)7035
FAX046(252)7043

国民年金、厚生年金などの老齢・退職を支給事由とする公的年金などは、所得税法で「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。公的年金などを受給している方には、毎年1月中旬に、「公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構(または各共済組合)から送付されます。源泉徴収票は確定申告の際に必要なもので、申告の必要な方は、大切に保管してください。※遺族年金、障害年金を受給している方には、源泉徴収票は送付されません。

表

国民生活事業普通貸付・マル経融資の利息補助の申請を

担当 商工観光課
☎046(252)7604
FAX046(255)3550

市では、株式会社日本政策金融公庫の国民生活事業普通貸付および経営改善貸付(マル経融資)の利用者を対象に、利息の一部補助申請を次の通り受け付けます。詳しくは、担当にお問い合わせください。

○補助限度額 1申請につき3万円

○補助対象期間 融資実行後36カ月(ただし、マル

市では、株式会社日本政策金融公庫の国民生活事業普通貸付および経営改善貸付(マル経融資)の利用者を対象に、利息の一部補助申請を次の通り受け付けます。詳しくは、担当にお問い合わせください。

○申請方法 土曜・日曜日を除く1月30日(金)までに市役所4階商工観光課へ

○持ち物 支払明細書、実印(融資を受けた時に使用した物)、振込先の方

市民の皆さんからのご意見をパブリックコメント情報

「まちづくり交付金 モニタリングシート(原案) 座間地区」にご意見を

市では、都市再生整備計画を作成し、社会資本整備総合交付金を活用して、座間地区において、平成24年度~28年度の5カ年で、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目標に、各種事業に取り組んでいます。

このたび、計画全体の進捗および目標達成状況を確認・評価するモニタリングを行い、モニタリングシート(原案)を作成しましたので、市民の皆さんのご意見やご要望を募集します。なお、皆さんから頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

- 意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他の団体、公募事案に利害関係を有する方
- 募集期限 1月27日(火)まで
- 閲覧場所 市役所4階都市計画課・1階市民情報コーナー、各出張所、市公民館、北・東地区文化センター、立野台コミュニティセンターを除く各コミュニティセンター(市ホームページでも閲覧可)
- 意見の提出方法 住所、氏名、電話番号を記入の上、任意の様式で、郵送(必着)、ファクス、電子メールまたは直接担当へ
※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名、法人などは名称と所在地・代表者名を加えて記入してください。

【郵送】〒252-8566 座間市役所都市計画課
【電子メール】pb96_monit@city.zama.kanagawa.jp
担当 都市計画課 ☎046(252)7325 FAX046(255)3550

市民の皆さんからのご意見をパブリックコメント情報

「座間市行政手続条例の一部改正(素案)」にご意見を

市では、平成26年6月に行政手続法の一部を改正する法律(平成26年法律第70号)が公布されたことを踏まえ、座間市行政手続条例の改正に向けて作業を進めています。

このたび、座間市行政手続条例の改正に係る素案がまとまりましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。なお、皆さんから頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

- 意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他の団体、公募事案に利害関係を有する方
- 募集期間 1月15日(木)~2月13日(金)
- 閲覧場所 市役所3階企画政策課・1階市民情報コーナー、各出張所、市公民館、北・東地区文化センター、立野台コミュニティセンターを除く各コミュニティセンター(市ホームページでも閲覧可)
- 意見の提出方法 住所、氏名、電話番号を記入の上、任意の様式で、郵送(必着)、ファクス、電子メールまたは直接担当へ
※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名、法人などは名称と所在地・代表者名を加えて記入してください。

【郵送】〒252-8566 座間市役所企画政策課
【電子メール】pb97_gyokaku@city.zama.kanagawa.jp
担当 企画政策課 ☎046(252)8044 FAX046(255)3550





座間の大凧の凧文字を募集

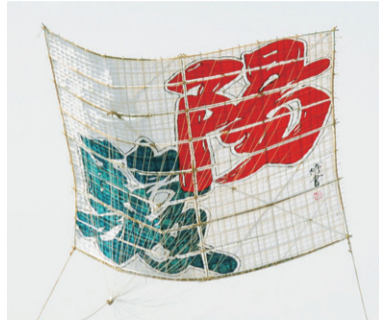
～大凧の歴史にあなたの考えた文字を刻みませんか～

大凧まつり実行委員会（商工観光課内）では、5月4日（月）・5日（火）に開催する座間市大凧まつりで掲揚する大凧の「凧文字」を募集します。

漢字二文字で書く凧文字の上の文字は赤色で太陽を、下の文字は緑色で大地を表します。市を代表するイベントにあなたの考えた文字を掲げませんか。

○応募方法 1月30日（金）までに凧文字（漢字二文字）、文字の意味・いわれ、住所、氏名、年齢、電話番号を明記し、〒252-8566座間市役所商工観光課宛てに郵送、またはファクスで担当へ

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550



大空に舞う昨年の大凧「陽駿」

青少年芸術祭

～青少年の手で郷土に新しい芸術文化の波を～

市青少年芸術祭実行委員会では、次の通り、さまざまな部門の公演や作品展示を開催します。いずれの部門も入場は無料です。皆様のご来場をお待ちしています。



○会場 ハーモニーホール座間（市民文化会館）①大ホールまたは②小ホール

部門	とき	会場	内容
人形劇部門 ゆかいな人形のフェスティバル	1月25日（日）午後1時～	②	市内で活動しているアマチュア劇団による人形劇公演
音楽部門 第13回座間市の吹奏楽ジョイントコンサート～広げよう音楽の輪	1月31日（土）午後0時20分～	①	市内中学校・高等学校の吹奏楽部と一般団体による吹奏楽ジョイント公演
展示部門 青少年美術展	2月28日（土）午前9時15分～午後5時、3月1日（日）午前9時15分～午後4時	②	小学生～30歳の青少年による絵画・彫塑、写真、デザイン、イラスト、工芸作品の展示
舞踊部門 ダンシングインZAMA2015	3月8日（日）午後1時～	①	市内で活動している各団体による、創作舞踊・ヒップホップ、ジャズなどのダンス公演

※音楽部門と舞踊部門は公演中の入場ができない場合もあります。また、同2部門は会場内での撮影を禁止しています。

担当 青少年課 ☎046(253)8415 ☎046(259)2163

平成27年4月1日採用市職員（任期付短時間勤務職員）を募集

業務内容	①市税・国保税の徴収、納税相談、財産調査事務、滞納処分など	②生活保護の決定事務、生活保護世帯への訪問調査など	③障がい福祉サービスの決定事務、障がい支援区分認定調査など
募集人数	3人程度	2人程度	1人程度
応募資格	財産調査、財産差押、納税相談・交渉などの経験者または債権等処理関連業務の経験者で、普通自動車運転免許を所持し、ワード・エクセルの操作ができる方（税滞納者を除く）	社会福祉主事任用資格があり、普通自動車運転免許を所持し、ワード・エクセルの操作ができる方	
任期	平成27年4月1日～平成30年3月31日（2年以内の期間で延長する場合あり）		
勤務形態	月曜～金曜日のうち4日勤務で午前8時30分～午後5時15分（時間外勤務あり。①は休日出勤あり）		
給与	月額204,537円（地域手当を含む）		
選考方法	面接試験および健康診断		
申込方法	1月28日（水）までに市役所4階職員課・1階市民情報コーナー、各出張所で配布する申込書（市ホームページからもダウンロード可）に必要事項を明記し、〒252-8566座間市役所職員課宛てに郵送（必着）または直接担当へ		

担当 職員課 ☎046(252)7911 ☎046(255)3550

座間市の水道水を考えてみました。神奈川県の水脈は、丹沢連峰を頂点として東丹沢系と西丹沢系に分かれて相模湾に流れています。座間市は東丹沢系の相模川流域に位置しています。相模川流域の上流は、富士山麓の山中湖に端を発する道志川が相模湖に流れ、津久井湖を経て相模川へ流れています。座間市の湧水は、富士山東側の地下水（伏流水）が道志川沿いの



おいしい座間市の水道水

地下帯水層を流れ下り、相模原市の地下深層を数年か数十年を経て流れてくると考えられます。また、座間市地域に雨が降ると2～3カ月後には湧水が増えます。さらに、相模川の浄水も県水として水道水に含まれます。すなわち、座間市の水道水は、富士山からの伏流水と近隣雨水の浸透水と相模川の浄水との混合水と言えます。おいしい水道水の定義は、厚生省（現厚生労働省）が発足させた「おいしい水研究会」が示しています。座間市の水道水は、この定義にほぼ適合しており、地下帯水層の特性から



座間市特産品「ざまみず」

カルシウムやマグネシウムの含有量が定義よりやや多く、天然ミネラル成分が豊富な中硬水であることが特徴です。水温は16～18度です。おいしい水の適温は10～15度とされているので、少し冷やすとおいしく飲むことができます。座間市の湧水そのままを味わいたい方は、湧水をアルミ缶に詰め「ざまみず」375ミリリットル缶がお勧めです。

連載

自治会トピックス

地域でただいま活躍中！安全・安心な地域づくり！

住民の活動拠点 自治会館塗装を実施

（東原3丁目南自治会）

私たちの東原3丁目南自治会は、会員約90世帯で、美化デーを春と秋に実施し、その際、消防署東分署の協力を得て初期消火や防災の訓練を行っています。そして、毎月の地区連合防犯パトロール、龍蔵神社と栗原神社の例大祭や行事にも参加しています。地区の子ども会への援助を行い、子ども会美化デーなどに多くの子どもが積極的に参加してくれています。地区社協や東原コミュニティセンターにも協力しています。



さがみ野自治会館外観

昨年、地域住民の日常的な活動拠点として、また災害時には一時避難所となる、さがみ野自治会館の屋根と外壁の塗装工事を、市の補助金を得て実施することができました。さがみ野自治会館は平成3年にさがみ野中2自治会と共同で建設したものです。

東原三丁目南自治会 会長 中澤 邦雄

自治会は、市民の安全・安心と地域の発展のため、日頃からさまざまな活動に取り組んでいます。この連載も、多くの自治会員の皆さんの活動に支えられています。自治会への加入などは、自治会総連合会事務局 ☎046(252)8751までお問い合わせください。

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 ☎046(255)3550

赤ちゃんこんにちは



張替 陽真里ちゃん
H26.5.4生まれ 女
南栗原4丁目



向井 奏帆ちゃん
H26.2.3生まれ 女
相模が丘6丁目



杉浦 瑞樹ちゃん
H26.5.27生まれ 女
相武台1丁目